

市報第17号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日

横浜市長 林 文子

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後		
元. 10. 15	横浜マリ ンタワー 改修工事 （建築工 事）請負 契約	株式会社 渡辺組	<u>元. 9. 20議決</u> 契約金額 <u>1,100,000,000円</u> 完成期限 令和4年3月31日	契約金額 <u>1,102,200,000円</u> 完成期限 令和4年3月31日	公共工事設計労 務単価等の改定 に伴う特例措置 により新単価を 適用するため
同	末吉橋（ 鶴見川） 架替工事 （下部工 ）請負契 約	大成・東 洋建設共 同企業体	<u>31. 2. 19議決</u> 契約金額 <u>5,324,400,000円</u> 完成期限 令和11年3月30日	契約金額 <u>5,824,281,800円</u> 完成期限 令和11年3月30日	河川管理者との 協議により安全 対策措置を強化 する等のため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価

格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。